

# 山口県報

平成23年  
11月4日  
(金曜日)

## 目 次

規則	一
保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則(医務保険課)	一
告示	一
平成二十三年度地籍調査事業計画に関する告示の一部改正(地域政策課)	二
保安林指定の解除(上関町)(森林整備課)	二
保安林予定森林(森林整備課)	二
保安林の指定(森林整備課)	四
道路の位置の指定(二件)(建築指導課)	四
公告	四
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)	五
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	五
契約の締結(物品管理課)	五
教委規則	五
山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則	六
山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則	七



保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十一月四日

山口県知事 二井 関 成

### 山口県規則第四十三号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則(平成十四年山口県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第十二条第二項」を「第十二条第五項」に改める。

第十八条中「第十六条第二項」を「第十七条第二項」に、「第十七条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同条を第十九条とする。

第十七条第二項中「別記第十三号様式」を「別記第十四号様式」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条第二項中「別記第十二号様式」を「別記第十三号様式」に改め、同条を第十七条とし、第十五条の次に次の一条を加える。

(再教育研修了登録証の様式)

第十六条 法第十五条の二第五項の再教育研修了登録証は、別記第十二号様式による。

別記第二号様式中「第1条第2項」を「第1条の3第2項」に、「第1条第3項」を「第1条第4項」に改める。

別記第十三号様式中「(第17条第1項)」を「(第18条第1項)」に、「第17条第1項」を「第18条第1項」に、「第17条第2項」を「第18条第2項」に改め、同様式を別記第十四号様式とする。

別記第十二号様式中「(第16条第1項)」を「(第17条第1項)」に、「第16条第1項」を「第17条第1項」に、「第17条第1項」を「第18条第1項」に改め、同様式を別記第十三号様式とし、別記第十一号様式の次に次の一様式を加える。

第12号様式 (第16条関係)

第 号	再 教 育 研 修 修 了 登 録 証
	本籍地都道府県名 (国籍) 氏 名 年 月 日生
	保健師助産師看護師法 (昭和23年法律第203号) により准看護師再教育研修を 修了した旨を准看護師籍に登録したことを証します。
年 月 日	
	山口県知事
	回
准看護師籍登録年月日 第 年 月 日	
准看護師籍登録番号	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



### 山口県告示第四百二十号

平成二十三年度地籍調査事業計画に関する告示(平成二十三年山口県告示第百七十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年十一月四日

- 山口県知事 二井 関 成
- 調査地域中「山口市江崎」の下に、「嘉川」を加える。

### 山口県告示第四百二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十三年十一月四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
熊毛郡上関町大字長島字甲ノ海二七四(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的  
魚つき
- 三 解除の理由  
道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び上関町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第四百二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十三年十一月四日

山口県知事 二井 関 成

保安林予定森林の所在場所

山口市阿東生雲西分字広瀬一八、字湯屋一九、二〇、字開作二六五の一、字新田二六七の一、阿東篠目字仁良治一一の一、字原一五二六の七、一五二六の八、一五二八の五、字葦手一五三〇の九、阿東嘉年下字川登二二八九の一、字河内神一九九九の

指定の目的

水源のかん養

指定実施要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部林業振興課に備え置いて縦覧に供する。

保安林予定森林の所在場所

美祢市東厚保町山中字長葉山三三、大嶺町西分字山口九二の一、九五五、九五七の二、九五七の四から九五七の六まで、九五八、九六〇から九六二まで、九六四

指定の目的

水源のかん養

指定実施要件

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

美祢市大嶺町西分字山口九二の二・九五五・九五七の五(以上三筆)について次の図に示す部分に限る。

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

保安林予定森林の所在場所

美祢市秋芳町別府字大渡一から三まで、一六の一、字南一ツ石一八、二一の一、字一ツ石三三、四〇、四六、一五三一、一五三二の一、一五三三、一五三四、一五三五の一、一五三六、一五三七、一五三八の一、一五三八の二、一五三九、一五四〇の一、一五四〇の二、字上ノ浴五三の一、字上芹田二四、二六、字上迫田二七、二八の二、二九から三一まで、一三三、一三五から一三七まで、二七六、二九六、字迫田一四二、一四四から一四七まで、一四九、一五一、一五二の一、一五三、一五五の一、一五七から一五九まで、一六〇の一、一六〇の二、一六一、一六四、一六六、一五五三、一五五三の四、一五五五の一、一五五五の三、一五五五の四、一五五六、一五五六の九から一五五六の一まで、一五五六の一六、一五五六の一七、一五五七の四から一五五七の六まで、一五五八、一五五九、一五六〇の一から一五六〇の三まで、一五六一、一五六三、一五六四、一六〇の一から一六〇の一の二〇まで、一六〇の一の二一、一六〇の一の二二、一六〇の一の四四、二九六三、二九六三の六、字芹田一七三、一五〇四の二、一五〇四の四、一五〇四の五、一五〇四の七、一五〇四の一〇から一五〇四の二二まで、一五四二の一、一五五一、一五六八、字向畠六九八、七〇二、七〇三、七〇七、七一九の一、二八〇五、字折口七二〇、七三二の一、一五八九、一五九二の二、一五九二の一、字池ノ山七三八の一、七三八の二、七四二、七四三、七四六、七四七、二八〇八、字大原九四八、九四九、一六一六、一六一七、一六二〇、字栗ヶ坪一五七〇、一五七一、一五七二の一、一五七二の三、字向山一五七四の一、一五七四の五、一五七五の一、一五七六から一五七九まで、一五八二、字観音一五九四の一から一五九四の五まで、一五九六の一、一五九六の三、字原一六〇七、一六一四、字大平一六一九、字権現ヶ浴一六二二、一六二三の一、一六二四、字中原二八二〇

指定の目的

土砂の流出の防備

指定実施要件

立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祿市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祿市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

**山口県告示第四百二十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十三年十一月四日

山口県知事 二井 関 成

一 保安林の所在場所

下関市豊田町大字一ノ俣字かけはし六七七の一、六七七の三、六八一の五、六八一の六、字はやしる六七九の一、六七九の五、六八〇の四、豊田町大字八道字坊主ヶ浴八〇三の二

萩市大字福井上字釜ヶ浴二四二〇、字あら谷二四二二の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

1 下関市豊田町大字一ノ俣字かけはし六七七の一・字はやしる六七九の一・六七九の五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

岩国市周東町瀬越字一本松一三七五の一

美祿市秋芳町青景字保ヶ迫五〇三、字笠岩五〇七の一、五〇七の三、五〇八、字広畑一三〇〇、一三〇一、一五一九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

岩国市周東町瀬越字一本松一三七五の一（次の図に示す部分に限る。）

美祿市秋芳町青景字保ヶ迫五〇三・字笠岩五〇七の一・五〇七の三・五〇八・字広畑一三〇〇・一三〇一・一五一九（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**山口県告示第四百二十四号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十三年十一月四日

山口県知事 二井 関 成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
下松市藤光町二丁目二二の一九	五・〇	二四・五	一三四・八九

山口県告示第四百二十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十三年十一月四日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
山陽小野田市大字鴨庄字焼田五五の一	六・一	五四・七	三三五・八六



(三二六) 大規模小売店舗舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年六月二十一日山口県公告(一八七)に係る大規模小売店舗舗について次のとおり美祢市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十三年十一月四日から同年十二月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び美祢市総合政策部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十一月四日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 サンマート美祢店・クスリ岩崎チェーン美祢店

- 所在地 美祢市大嶺町東分二二三一
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(三二七) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十三年十一月四日

山口県知事 二井 関成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
光市大字浅江字寺前
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
光市光井三丁目一三番七号  
新山 征生

(三二八) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十三年十一月四日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量  
水槽付消防ポンプ自動車 一台
- 三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
平成二十三年八月二十五日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
藤村ポンプ株式会社 宇部市大字妻崎開作七六一番地
- 六 落札金額





平成二十三年十一月四日印刷  
 平成二十三年十一月四日発行

発行人

山口県知事

改める。  
 附則  
 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条第三項の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

美祢市のうち美東中学校区、秋芳南中学校区、秋芳北中学校区 周南市のうち和田中学校区	山口県立防府高等学校佐波分校 山口県立佐波高等学校
美祢市のうち美東中学校区、秋芳南中学校区、秋芳北中学校区 周南市のうち和田中学校区	山口県立佐波高等学校

に を